

「御堂筋の景観誘導について（景観計画及び関連するガイドライン等）」に対する パブリック・コメント手続の実施結果について

1 実施概要

（１）意見受付期間

令和 5 年 9 月 12 日（火）～令和 5 年 10 月 11 日（水）

（２）意見提出方法

持参、送付、ファックス、電子メール

（３）公表方法

- ・大阪市ホームページ
- ・大阪市計画調整局計画部都市計画課（都市景観）（大阪市役所本庁 7 階）
- ・大阪市建設局企画部企画課道路空間再編担当（ATC ビル ITM 棟 6 階）
- ・市民情報プラザ（大阪市役所本庁 1 階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所（出張所含む）

2 実施結果

（１）意見受付通数

受付通数 1 通（意見総数 2 件）

（２）受付通数 1 通の内訳

・受付方法別（通）

持参	送付	ファックス	メール
1	0	0	0

・居住別（人）

市内	府内	府外	無回答
1	0	0	0

・年齢別（人）

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	無回答
0	0	0	0	1	0	0	0

3 ご意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨と本市の考え方は、別紙のとおりです。なお、ご意見につきましては、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

(別紙) ご意見の要旨と本市の考え方

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 「良好な景観」とか「周辺の調和」とか記載されていますが、現状、屋外広告物は大型のもの、小型のもの、デジタルなもの、音の出るもの、アナログ的なもの、形が変わったもの等あらゆる種類が存在しているので、屋外広告物自体の分析や研究をもって机上にのせて議論したうえで把握して、具体性、実効性を高めてほしい。	・ 屋外広告物は、まちの情報を広く提供し、経済活動の円滑化に資するものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素であることから、適切な規制・誘導が不可欠です。 ・ 本市では、大阪市景観計画で定める「重点届出区域」を対象とし、p151～p163の広告物基準において、様々な形態の広告物に関する基準を地区ごとに設け、屋外広告物設置時における本市への事前協議等により、規制・誘導を実施しています。 ・ また、「デジタルなもの」等につきましても、景観計画に「可変表示式屋外広告物」の取扱いを定め、別途「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を制定し、良好な都市景観の形成に向け、設置協議を実施しています。 ・ 屋外広告物については、今後も新しい技術の進展が予想されることから、いただいたご意見も踏まえ、種類ごとに対応できる実効性のある景観誘導方策について引き続き検討してまいります。
・ P149の種類の分け方でははっきりしないし、もっといろいろなものがあると思います。分け方が簡単すぎると思います。	・ p. 149の表は、設置する場所に応じて、①建築物の屋上、②建築物の壁面、③建築物から突出するもの、④地上の4種類に区分したものです。また、p151～p163の広告物基準において、様々な形態の広告物に対し、それぞれの表示内容や寸法等に関する基準を地区ごとに設けています。 ・ これらのことから、現在の屋外広告物の実態に応じた分類、及び基準により適切な規制・誘導を行っています。 ・ いただいたご意見は、今後の屋外広告物に関する景観誘導方策を検討する際の参考とさせていただきます。